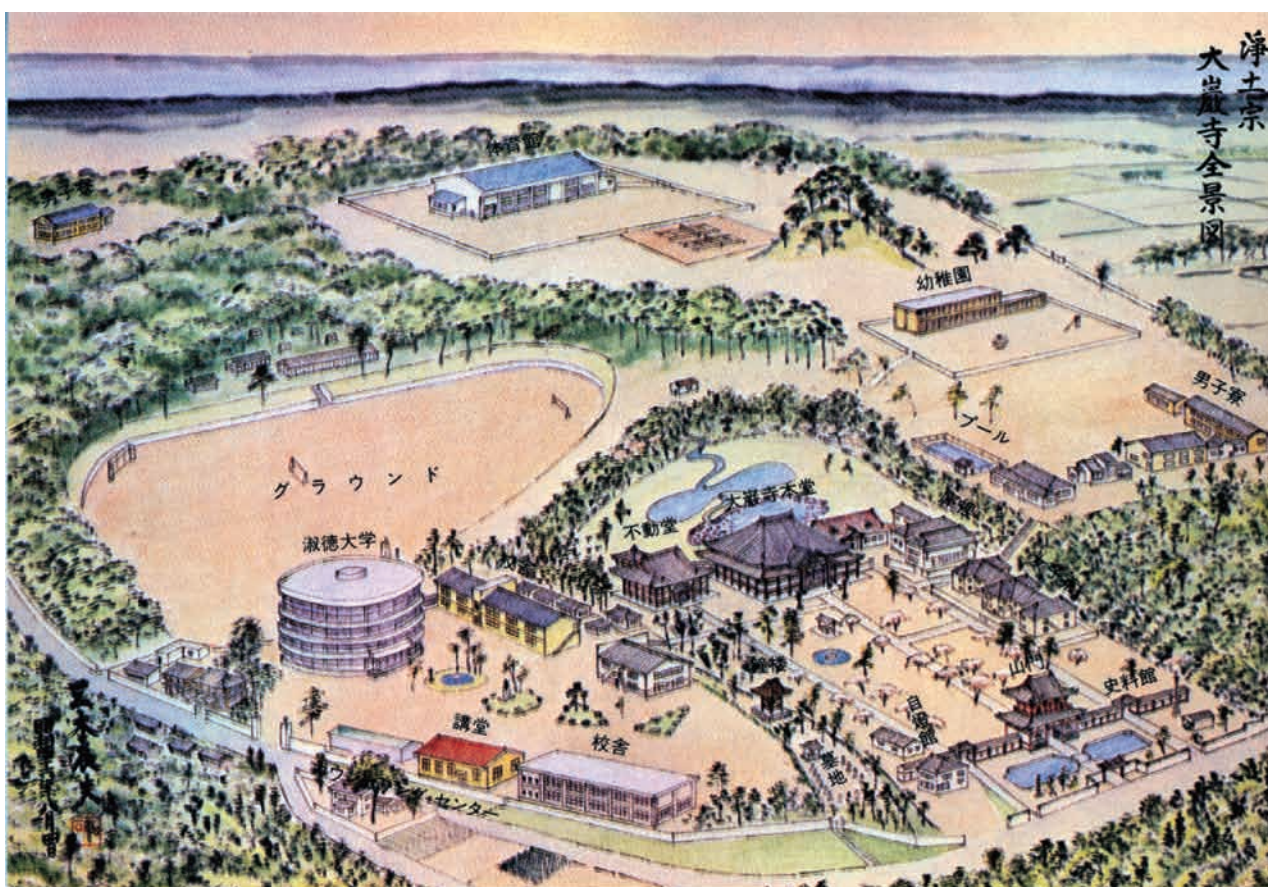


淑徳大学

アーカイブズ・ニュース

NEWSLETTER of SHUKUTOKU UNIVERSITY ARCHIVES

第6号 平成24年(2012)12月1日発行



— 開学当初の大学の面影を伝える絵はがき —

昭和46年(1971)8月に、洋画家三木辰夫氏に依頼して作製した絵はがき。開学当初の淑徳大学のキャンパスの様子をうかがうことができる資料である。「浄土宗大巖寺全景図」とあるように、大巖寺を取り囲むように大学の施設が並んでおり、大巖寺の境内地に大学を開設したことがよくわかる。

私立学校の記録資料管理と保存活用について

筑波大学名誉教授 大濱 徹也

昨今、世間では記録資料の管理が話題となっています。オリンパスや読売巨人軍から、東日本大震災にかかわる関係組織における議事録等の未作成、不在が明らかとなり、震災に対応した各種の記録がないこと等々。

大震災の対応を検証する作業は記憶をめぐる話となり、国家指導者の責任回避の言動のみが目につきます。日本では、年金記録の問題にみられたように、企業等の諸組織における営みを検証するための証拠となるべき記録資料の不存在が常態化しております。欧米諸国では記録にこだわり、記録によって交渉や議論の決着をはかる文化が定着しているのに対し、日本では記録による検証文化への目が脆弱な現実がうかがえます。

大飯原発再開をめぐる閣僚会議の議事録はあるのでしょうか。いかなる議論がなされたのか。その検証が可能であるか否か。議事録等に基づく是非の判断が問いかけていないことに、いかに「安全」を強調しようとも根強い不信の渦がおこる原因があります。

2011年（平成23）4月1日に公文書管理法が施行されましたが、施行前夜の大震災をめぐる内閣の在り方、それにかかわる閣僚や政党の指導者の言動には、法の趣旨が理解されていない現状が露呈しています。巷では、説明責任 *accountability* とか、法令順守 *compliance* とかの言辞が横行していますが、その証となるべき記録資料そのものが失われているのが現実の様です。この現実を凝視し、記録資料の管理・保存にかかわるアーカイブズの在り方、日本におけるアーカイブズの課題をふまえ、現在（いま）時代の風浪に曝されている大学がその存立を確かなものとしていく上で、大学アーカイブズは大学にとりいかなる役割を期待されているのでしょうか。

アーカイブズという言葉で何を連想されますか。こちらには淑徳大学アーカイブズが設立されていますが、いかがでしょうか。アーカイブズという組織は何をめざし、何をするとところなのでしょうか。博物館や図書館にはある共通したイメージがありますものの、アーカイブズとなると人それぞれの理解に落差があります。ある者は、古い文書を集めているところ、屑屋の親方、現在に役立たない幽霊屋敷で、不要なもののみなす者もいます。しかし、アーカイブズは現在を生きる者に欠かせない存在です。為政者にとりアーカイブズの存在は不気味であり、その死命を制するものでもあります。そこで、公文書管理法の問題をふまえ、アーカイブズ、大学アーカイブズに何が問われているかを考えてみることにします。

1) 公文書管理法はなぜ制定されたのか

2011年に公布された「公文書等の管理に関する法律」（公文書管理法）のことをご存じですか。ここ板橋区は東京23区で最初の公文書館である板橋区公文書館を2000年（平成12）に設立しており、開館12年目を迎えております。板橋区公文書館は、私が座長をした板橋区公文書館開設懇談会の答申をふまえたもので、板橋区政を広く区民に開かれたものとするために、公文書のみならず刊行物その他の記録を管理・保存する



ことで、区民の利用に供することをめざしたものです。当初は、板橋区産文センター7階に設置され、2002年（平成14）に廃校となった旧板橋第三小学校に移り、現在に至っています。

公文書管理法は、国の公文書管理のみならず、独立行政法人をも対象としています。かつ各基礎自治体の公文書管理の在り方を規定するもので、福岡県、札幌市をはじめとして公文書館等の建設、設立が具体化しています。このような公文書館等は、アーカイブズと言われていますが、1959年（昭和34）に山口県文書館が最初に誕生し、国立公文書館の設立は1971年（昭和46）です。現在31都道府県と7政令指定都市、23区市町に公文書館等が設立されています。

公文書管理法はこのような現状に一石を投じることになりますが、各自治体における文書管理条例の制定、公文書館等の設立ははまだ道遠きものがあります。法人化された国立大学では、広島大学文書館等が公文書管理法の規定による公文書館との指定を受けましたが、その数は微々たるものです。

公文書管理法は、第1条に目的として「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史的公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」と述べています。

ここで言う「行政の適正かつ効率的な運営」を行うためには、文書の作成から整理、すなわち保存、移管、廃棄までを法律で定めて適切な公文書管理、記録管理をするための仕組みを具体的にすることが求められます。文書が移管されるまでの期間（ライフサイクル）を制御するレコード（文書記録）スケジュール（計画表）による適切な管理体制の構築、すなわち文書が起案から決裁を得て現実に利用され、そして移管されるプロセスをきちんとレコードとして計画表に基づいて管理することが公文書管理法によって求められているのです。このことによって文書が恣意的に廃棄されたり行方不明になってしまうことを防止し、迅速な利用が可能となり、さらには事務の合理化がなされるのです。

この目的は、2008年（平成20）に『公文書管理の在り方等に関する有識者会議最終報告「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」—今、国家事業として取り組む—』で、「公文書の意義」を「民主主義の根幹は、国民が正確な情報に自由にアクセスし、それに基づき正確な判断を行い、主権を行使することにある。国の活動や歴史的事実の正確な記録である「公文書」は、この根幹を支える基本的インフラであり、過去・歴史から教訓を学ぶとともに、未来に生きる国民に対する説明責任を果たすために必要不可欠な国民の貴重な共有財産である。」と、公文書の管理と公開が民主主義を支える基本との認識を受けたものです。

この提言は、自己統治能力を身につけた秩序形成能力のある市民への期待を表明したものです。公文書管理法は、このような市民・国民が公文書等を知的情報資源として己のものとなし、共有していくことで、日本を開かれた社会として蘇生させたいとの熱き思いが託されたものです。しかし、その前途は、冒頭に触れましたような状況を目の当りにすれば暗澹たるものといえます。

それだけに、このような状況を打開するためにも、アーカイブズとは何かを問い質すなかで、記録資料の管理と活用が当該組織を蘇生させる力ともなることを確認したく思います。

2) アーカイブズとは

これまで公文書管理法にもとづいたアーカイブズの話をしてきましたが、アーカイブズというものの自体をみると、先に欧米諸国においては検証する文化がそれなりに根付いていると言いました。その存在は旧約聖書の物語に読みとることができます。紀元539年に、バビロン帝国が滅んでペルシャ帝国ができた時に、ネブガデネザルによってバビロンに連れて行かれたユダヤ人は、クロス王によってエルサレムへの帰還と神

殿の再建を許されます。そこでエルサレムへの帰還と神殿の建設が始まりましたが、その後のダリオス王の時に、まわりの知事たちが、ユダヤの民が昔のように力をもっては困るということで、再建事業を中止させようとしています。そこでユダヤの長老はダリオス王に王の「宝庫」「宝物庫」「記録保管所」を調べ、クロス王が神殿再建を命じられたことを確認してほしいと訴えました。

そこでダリオス王は、バビロンにある王の「書庫」(口語訳)・「文書保管所」(新改訳)、「記録保管所」(新共同訳)を調べ、クロス王の巻物に



神殿再建の命令があることを確認し、エルサレムの神殿再建を許します。これは聖書のなかの「エズラ記」にある記録です。日本の聖書では、「宝庫」「書庫」「文書保管庫」等々の訳語となっておりますが、日本の聖書翻訳に大きな影響を与えた欽定訳聖書という英語の聖書では Archives です。いわば紀元前 6 世紀、ペルシャ帝国では、このアーカイブズに基づいてその行政を検証し、政策の正当性を確認していたことがわかります。

ここにうかがえることは、王の統治と権威の源泉、その権力を象徴するものがアーカイブズであるとの認識が共有されていることです。王の統治、命令が本当かどうかということ、このアーカイブズで検証しているわけです。この流れがずっと欧米諸国で、イスラム圏も含めて存在しています。

このアーカイブズというのは、アテネではアルコンと言います。アルコンというのはアテネの執政官、すなわち政治を執る最高指導者のことで、またその最高指導者の家のことも意味します。そして、最高指導者は自分が統治した記録を自分の家に持って帰ってそこで保管するのです。だから、アルコンというのは、執政官の家だったわけです。そしてアルコンである執政官は、己の統治の証である諸記録の解釈権を持っているわけですから、その解釈をすることによって自分の統治の正当性を主張する。アーカイブズというのは、その意味で言えば統治をする証であるし、法解釈の原点にもなっているのです。

このようにアルコン的なものがアーカイブズの原点にあるとすると、それに近いものは日本にも見られます。例えば聖武天皇の宝物が納められたという正倉院には、聖武天皇時代の戸籍等があります。それはまさに聖武天皇の統治の証です。あるいは寺院でいえば、東寺の百合文書というのは中世の荘園研究で重要な古文書として活用されています。歴史研究者はしばしばそれを中世文書と言いますが、東寺が残したのは、東寺が経営する寺務資料、寺の経営にかかわる事務記録であるとともに、自分たちの荘園の管理のための証拠だったのです。ですから、東寺では毎年毎年重要なものを引き継いでいって、いちばん大事なものは宝蔵や経蔵というところに残してきた。その残されたひとつが現在百合文書といわれるもので、加賀前田家が百の箱を作って整理・保存して現在に残っているわけです。しばしば歴史研究者はそれを単なる過去の記録と見ますが、実はそれは寺の経営をささえてきた生きた記録だったのです。それを持つことによって、東寺という寺院の経営が可能となり、存在し得たわけです。

また、日本の江戸時代の村にもそういう類いの記録の残し方がありました。島根県の六日市町という、山口県との境にある小さな町には、「御帳」というのがあって、これは 1619 年ですから元和 5 年、元和 5 年からずっと書き連ねた帳面なのです。そして、そこには毎年の天気や収穫などいろいろなことが書かれています。

町村合併でそれがなくなるというので新聞記事になりました。その時ある大学の歴史研究者が、「あれは社

会状況を知るためのものすごくいい資料」と言いました。それは歴史研究者の判断ですが、「御帳」は村の人たち、その地域の人たちにとり、神社を支える 24 の旧家が管理して毎年書き継いできたもので、それは何かの時に、こういう天気の時には収穫がどうだとか、この時は何が起こったといったように、それを見ることによって時勢への対応を判断していたわけで、それはある意味で「御帳」という形の一つのアーカイブズです。

寺には「日鑑」が残されています。「日鑑」とは日記ですが、「日鑑」を見ることによって、こういう所に行くときにはこういう形にしなければならない。こういう儀礼をしなければならないといったように、まさに生きたものとしてその記録はあるわけです。

私たちは、その生きたものとして記録があるという目を持たなければなりません。そして、そのような記録というもの、またアーカイブズというのは、自己確認をするための、あるいはその組織が自己認識をするための器であるし、そこにある事柄を通してそれぞれのコミュニティ、共同体、組織が記録を共有していく器です。その記録には、いいことも悪いこともあります。重要なのはそこにある「苦い真理」というものを見ることによって、明日をどう考えていくかということです。こういう時に何が起こる、またどういう行動をとっているか、それを見ることで学ぶことが似たような状況を生きるひとつの作法だったのです。

今、こういう記録を残すことはとてもいいことだと話しました。いいことではあるのですが、一方でその記録、あるいはアーカイブズというものは権力闘争の器にもなるものです。東ヨーロッパ圏、共産圏、社会主義国が崩壊した時に、ハンガリーを始めいろいろところで起こっている問題を新聞等で見たことがあると思います。要するに、政敵を抹消するために旧政権時代のアーカイブズを開いて、あれはあの時政府に協力していた、密告者だったというようなことを暴露することで、己の優位性を確保しようとしています。これはしばしば選挙の時に使われたりしているようです。

アーカイブズにはそういう苦い真理があります。そして、だからこそ逆に言えば、アーカイブズは権力の器であり、市民を支配する道具になるものでもあります。一方で権力を批判する器にもなる、そういう二面性を帯びた苦い存在であるということを確認しておきたいと思います。

3) 大学アーカイブズの相貌

以上のようにアーカイブズの本質的なものを捉えた後に、大学アーカイブズというものについて見ていきたいと思います。これまでは一般的なアーカイブズの話でしたが、大学アーカイブズとは何かということです。

日本の大学アーカイブズの現状は、全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』（2005年、京都大学学術出版会）に読み取れますが、大学史編纂事業という枠組みから誕生したもので、強く歴史編纂所たる趣を持っています。そこでは、法人記録への眼が弱く、過去の「史料」の収集に目配りはするものの、現に営まれている記録資料—法人文書等が除外されがちです。かつ、研究教育の諸記録・資料は各個人のものとなされ、それを大学の共有とし、学校に活力をもたらすものとの認識がありません。

研究教育は個人のものであるとの強い思いは、公務員が公職を私のもとなす公職私有観で仕事をするため、そこで作成された文書・記録を私物とみなす文書私物観につながるものといえます。

最近でこそ異動の際に文書の箱を持って移るということはあまり見られなくなりましたが、以前は文書を箱に詰めて持って行きました。退職する時にもだいたい自分の家に持って行きます。私が古本屋から手に入れたものに枢密院議事録があります。これは韓国を併合した時に、韓国の皇族、王族をどう位置づけるかという会議の記録ですが、それを古本屋で見つけたのです。この文書が出た家というのはとある枢密院議員の家ですが、その家が相続問題か何かで処分したものではないでしょうか。

しかし、このような文書私物観は、戦前ではある意味でしうがなかったところがあります。なぜなら、戦前の官吏というのは天皇の官吏で、要するに天皇に対する説明責任があるわけですから、自分がかかわ

た仕事の記録は自分で持っていました。たとえば伊藤博文や山県有朋等の頭官は己の統治記録をもつことで権力を確保し、必要ならその記録をもとに天皇に己の証しをなし、統治の正当性を説明したわけです。

戦後、公務員は国民の「公僕」になったというけれど、国民が見えないわけです。だから国民に目を配らないといけないということで公文書管理法がやっと成立して、そのかわり国民である、あるいは市民であるあなたたち自身が秩序形成能力を身につけて下さいと、責任を問いかけられたのです。

そういう意味でいえば、業務の証である記録資料の適切な管理は、公文書管理法が規定したように、当該組織が業務文書等の共用を実現したなら、組織の効率的な運用、経営の合理化を可能にします。昨今目にする公務員の問題、企業をめぐる事件は、己の業務への誇りを持つこともなく、統治情報を、あるいは組織の記録情報を知的情報資源として共有し、公用していくことへの怯えがもたらしたものでしかありません。ここにみられる状況こそは、開かれた社会への眼を失ったものにはかならず、現在の閉塞感をもたらした根といえます。

そこで問われるのは、学校経営における業務記録や資料、法人の事務文書の管理と活用に目を向けるとともに、教育研究の証である記録資料を一個人の私有物としてみなすのではなく、組織が共有し、社会に還元していくことで公用物にしていく作法です。研究成果は個人が秘匿するものではなく、学校を支える組織に、地域にいかにか還元していくかが問われています。それだけに大学アーカイブズには、大学の知的営みを検証し得るための知的基盤を整備する器として大学の知的資産を管理し、発展させていく使命が負わされています。これらの知的資産の活用は、国立公文書館総務課長に提出された日本学術会議の学術基盤情報常置委員会の報告「学術情報の管理・保存・活用体制の確立および専門職員の確保とその養成制度について」（2003年）が指摘しているように、地域コミュニティにとってその活力を生み出すことを可能にします。

ここに大学アーカイブズ、学校アーカイブズの存立根拠があります。学校アーカイブズの使命は、建学理念を法人記録等の諸資料で検証する作業を営むことで、時代の明日を読み取る器であるのみならず、大学を存立させている地域社会の活力を創出していくことではないでしょうか。この課題は国立大学以上に私立大学に問われています。

私立大学のアーカイブズは、慶応義塾福澤研究センター、津田塾大学津田梅子資料室、東京女子医科大学史料室吉岡弥生記念室、日本女子大学成瀬記念館等々の名称にうかがえるように、創立者を顕彰する場となっており、ともすれば学校の神話を再生していく器とみなされがちです。それだけに大学アーカイブズは、開学以来の法人記録等によって創立者の思い、建学精神なるものを時代ごとに検証することで問い質し、読み直す営み、それに耐えうる記録資料の管理と移管への道を備えておくことが重要なのです。かつ、建学精神の具体的実践の方策を地域コミュニティとともに検証することで、大学の存在を社会に示すことが求められています。

いわば、大学アーカイブズ、学校アーカイブズは、その存立根拠に規定されることで多様な相貌を持っています。その貌には大学の、学校の歴史が深く刻印されているだけに、その刻印を己の眼で確認していく作業こそは、明日への飛翔を可能とするでしょう。過去を見れば見るほど遠くが見えてきます。まさに大学・学校アーカイブズは、そこにある知的情報資源を読み解く器たりうるように知的基盤を整備する要であり、過去の営みを検証し、現在ある己の場を確認することが可能となり、まだ見えない明日を思い描く器ともなりうる世界なのです。このような器となるべく、淑徳大学アーカイブズには何が問われているのでしょうか。

4) 淑徳大学アーカイブズに問われること

淑徳大学アーカイブズは、長谷川学長が「アーカイブズ・ニュース」第1号（2010年）に「淑徳大学アーカイブズの開設に当たって」を寄せ、「本学の歴史的な歩みを明らかにし、将来の発展を期すために、大学等に関するさまざまな資料を収集し、整理を行い、保管し、それを閲覧に供する」機関と位置づけ、淑徳大

学アーカイブズが収集する資料を3つに分類しています。

- 1) 学祖・長谷川良信先生に関する資料
- 2) 淑徳大学の歴史や運営に関する資料（学校法人大乗淑徳学園関係を含む）
- 3) 社会福祉に関する資料（主に関東地域の民間社会福祉法人・施設資料）

長谷川学長は、大学改革と大学の活性化を進めていく際に、「建学の精神」である大乘仏教の「利他共生」の理念を問い質し、その原点を確認する器となることへの期待を淑徳大学アーカイブズの設立に込めておられます。かつ淑徳大学アーカイブズは、多くの大学アーカイブズが「歴史資料」にのみ目を向けているのに対し、文書管理の徹底こそが文書管理の効率化による事務の合理化になるとし、「過去の資料ばかりでなく、これから作成される学内資料（事務文書や学内印刷物等）」を対象にしています。ここには、これらの記録資料こそが「改善・改革の前提となる検証」を可能にするとの認識があります。この認識は日本のアーカイブズ文化の弱いところであり、法人の記録資料の移管をめざしていることをはじめ、淑徳大学アーカイブズが多く大学のアーカイブズに先駆けた先見性をもった優れたところだと思います。この思いは公文書管理法を貫く哲学に通じるもので、学園を、大学を社会に開かれた存在とすることで、明日を担い得る器たろうとの決意が読み取れます。

淑徳大学アーカイブズは、この理念を実現していくためにも、事務文書である法人の記録資料を体系的に移管するためのシステムを構築すべく、関係組織との調整をはからねばなりません。この作業では、「収集」ではなく「移管」することが重要になります。文書の作成から整理、保存、移管・廃棄という文書のライフサイクルに基づくレコードスケジュールを策定することで、法人文書等の事務文書の共有化をはかっていくことが事務量の削減を可能とし、事務の効率化を促すとの視点を提示し、教職員の理解と共感をはからねばなりません。そのためには、大乘淑徳学園として年輪を重ねてきた歴史の重さがもたらした事務組織ごとの文化をどのようにして新たにしていかが課題となるでしょう。そこでは、学園を一体化させるために「利他共生」という原点に関わる学園の記憶をどのように教職員が共有するかが問われます。

なお、文書等の記録資料の流れに変調が見られた時は、組織のなかに何かが起こっているのです。その意味で、アーカイブズは組織の見張り役といえます。この見張り役のことを福澤諭吉は「奴雁（どがん）」と言っています。奴雁というのは、雁が群れをなして餌をついばんでいる時に一羽だけ見張り役がいますが、この見張り役の雁を奴雁というのだそうです。すなわちアーカイブズは組織の見張り役、奴雁の役割を担っていることを申し添えておきます。このことは、アーカイブズを検証することで、学園の組織の在り方が問い質せるということです。アーカイブズが学園に根ざすならば、学園の経営のみならず、研究教育の課題を検証することが可能となるでしょう。この検証作業は、経営の閉塞感、研究教育の現状を打開する方途をさぐる営みで、今までの歩みを跡づけるなかに明日を探ることを可能にするものです。

私はこの作業を「後足で蹴る作法」と呼んでいます。後足には日本ではあまり良いイメージがありません。後足で砂をかける等々。しかし、歩くにせよ、階段を昇るにせよ、後足が軸足にならない限り動作が円滑に運びません。後足で蹴ることは人間の行動にとって重要ですが、後足の重要さは注目されません。そこには、日本の近代が欧米の近代をめざし、前へ前へと進んできた痕跡があるのではないのでしょうか。日本は己の歩んできた道程を見つめ、検証することでどう進むかを定める作法を身につけてきませんでした。アーカイブズは、検証する作業の器として、後足で蹴る営みを可能にする世界です。それは組織の失敗を洗い出すことになるし、昨今の言い方では失敗学をそこできちんと身につけることができるのです。検証する文化というのは、そのような営みを可能にするものです。

また、このことは学園をめぐる記憶の蘇生と再生というものを考える時に、後足で蹴る営みをふまえ、淑徳大学アーカイブズが収集してきた長谷川良信先生に関する資料や社会福祉に関する資料等をどのように教職員に還元し、建学をめぐる物語を時代にふさわしい記録として色づけ、生み育て、共有していけるかとい

うことでもあります。その一端は、すでに淑徳大学アーカイブズ叢書1『高瀬真卿日記』や淑徳選書1『近代日本の感化事業のさきがけ』等にうかがえます。かつ、『大乘淑徳教本』には学園の拠って立つ精神の器が読み取れます。ここに提示された学園の教育作法に想いを致す時、国立大学を含め、現在多くの大学が全学共通科目として「自校史」を開講している営みが想起されます。

広島大学・立教大学等では、この自校史のプログラムをアーカイブズが担い、アーカイブズが持つ知的情報資源の活用と学園をめぐる記憶を共有していく一つの在り方として大学の歴史を講じ、学園の構成員としての自己確認をうながすことで、学ぶことの主体の確立をめざしています。この企画は、新入生に大学で学ぶ「私」の場を考えさせる契機となり、主体的な学習意欲を引き出しているとのこと。この営みは、附属学校における総合的学習や社会科等にも応用できるでしょう。

淑徳大学では、大学共通科目に「共生論」や「宗教と社会」が設置されていますが、自校史はどうされているのでしょうか。『大乘淑徳教本』には「学園の沿革」が掲載されていますが、自校史をアーカイブズの課題として位置づける試みが問われているのではないのでしょうか。

この課題は、大学が大切にす地域連携と関わらせ、アーカイブズの多様な記録資料の活用の新しい方法を可能にするでしょう。そのためには、教員の研究活動の成果を蓄積し、いつでも活用しうるようにしておくことが求められます。日本の大学では、研究の公開、その知的情報資源の共有がもっとも嫌がられることです。大阪の国立民族学博物館では、各研究者の研究成果が一ヶ所にまとめられており、フィールドノート等を蓄積するフィールドノート・アーカイブズの構築をめざし、その知的情報資源を共有して公用への道をつけようとしていました。このような試みを参考に、学生等の社会福祉の実践ノート等を共有していくことで、地域に即した実践の体系を構築することが可能となるでしょう。大学アーカイブズは、その存立母体の個性に合わせ、多様な営みを支える器たり得るのです。

ちなみに欧米の大学アーカイブズには、その設立母体となった教会の記録資料が管理・保管されています。日本にきたキリスト教の宣教師の報告書、会計の記録を読むことができます。このことは、大学アーカイブズがその設立母体の経営理念、大学を取り巻く地域社会との関係をふまえ、固有の貌を持つことがアーカイブズの存在根拠ともなり得ることを示唆しています。広島大学文書館は、公文書室、大学史資料室、初代学長森戸辰男の記録資料からなる森戸辰男記念文庫、原爆被災地としての平和学術文庫、卒業生である梶山季之文庫からなる2室、3文庫体制をとっています。まさに大学アーカイブズには、その存立基盤をどのように位置づけ、学園の存在を広く社会に誇示していくかが問われ続けているのです。

淑徳大学アーカイブズは、教職員をはじめ同窓生にとり、その存在の証となる場であり得るのみならず、大乘仏教の社会的実践を検証する器として、日本の社会福祉研究の拠点となり得るもので、多様な可能性を秘める存在です。その構造は、三角形の底辺に法人記録資料の管理と移管があり、学祖とその周辺の人々の個人の諸記録資料と社会福祉関係機関の諸資料がそれぞれの一边をなすことで、大乘淑徳の検証を可能にしているのではないのでしょうか。なお、図書館との関係性をどのように構築するかが今後問われるでしょう。

その存在を学内外に提示する場が展示室とその活用方策です。その場は、新入生のオリエンテーションに活用し、在校生や教職員の授業や業務の支援となる場であるのみならず、オープンスクールやホームカミングデー等の日程に有効に位置づけるとともに、地域社会に広く開かれた場をめざすことが求められます。それだけに学祖・大学史展示室には、このようなアーカイブズの構造を提示する場となり得るように、大学アーカイブズの存在を輝かせていく展示とは何かが問われています。ここでは、学園の歴史のある断面を描くのではなく、学園の経営と教育・研究の成果を多様な社会実践の相貌と関わらせて紹介することで位置づけ、「利他共生」という学園の原点を問いかける作法が試みられてもいいのではないのでしょうか。

その展示は、学祖の営みを描くことで、学園の発祥と存在の場たる活動拠点、その地域社会の相貌に日本近代の縮図が読み取れるだけに、社会事業の原点を描くことができるでしょう。まさに淑徳大学アーカイブ

ズは、その設立理念に込められた思いを実現していくことで、社会、地域社会との共生の場となり、学園を広く社会に開かれた存在としていくことが可能なのです。誕生から2年余りを経た淑徳大学アーカイブズが秘めている可能性と期待を述べた次第です。大乘淑徳学園が「利他共生」を実践する学府として明日に向かって大きく飛翔する活力を生み出す器となり得るアーカイブズとして、さらに大きく前進してください。

※本文は、平成24年(2012)6月16日に淑徳中・高等学校で行われた平成24年度大乘淑徳学園建学式・教職員特別研修会での講演をもとに文章化したものです。

淑徳大学アーカイブズ平成24年度特別展 「幕末房総における育児事業の系譜—子育て善兵衛・仁兵衛兄弟の実践—」開催

淑徳大学アーカイブズでは、平成24年11月3日(土)より、アーカイブズ展示室1において、平成24年度特別展「幕末房総における育児事業の系譜—子育て善兵衛・仁兵衛兄弟の実践—」を開催しています。本展は、幕末の房総地域において、間引き等の悪習に立ち向かい、養育困難な子供たちを引き受ける育児事業を展開した子育て善兵衛事大高善兵衛(上総国武射郡富田村・現山武市)とその弟平山仁兵衛(下総国匝瑳郡富谷村・現匝瑳市)の二人の事績をたどるとともに、明治に入ってから木更津県や千葉県でも積極的に育児事業に取り組んだ様子を紹介するものです。

展示は、大高善兵衛と平山仁兵衛の御子孫である大高栄一氏と平山秀夫氏、及び小島資料館等(東京都町田市)のご協力を得て、実物資料展示とパネル展示で構成し、第1章「大高善兵衛の育児事業」、第2章「大高善兵衛をめぐる人々」、第3章「平山仁兵衛の育児事業」、第4章「木更津県と千葉県の育児政策」、第5章「房総地域の間引き(子返し) 絵馬」の5つのコーナーに分かれています。

第1章では、文政5年(1822)に富田村の名主を務める大高家に生まれ、すぐれた文人でもあった父善兵衛秀明(ひであき)のもと、国学者蕨蘭窓について学問を修めた善兵衛秀知(ひでとも)(以下善兵衛と称す)についてまず紹介し、次いでが善兵衛が当時大きな社会問題となっていた間引き(子返し)や子おろし等の悪習を根絶するために、富田村の領主であった旗本の山口氏や幕府に対して嘆願活動を行うとともに、大高家の屋敷の門に養育困難な子供を引き取って育てる旨を記した看板を掲げて養育事業を行ったこと、そして母乳の不足を解消するために乳牛の飼育を行ったこと等を紹介しています。

第2章では、このような善兵衛の活動が世間に広まっていくなかで、善兵衛に関心を示した人々について紹介しています。井上如常は「秩父聖人」とも呼ばれ、善兵衛が江戸で活動していた際に交流を持ったとされる人物で、自らも棄児養育所の創設を幕府に献言しようとしたり、間引きや子おろしを防ぐための教化活動を行っていました。桑田立斎は蘭方医として種痘の普及に努めた人物で、善兵衛は立斎に刺激されて自ら



も種痘の普及に関わりました。また、日蓮の遺文を収めた「新撰祖書」を校訂して『高祖遺文録』を刊行した医師の小川泰堂は、明治4年（1871）に同好の士4名とともに房総を旅しましたが、その日記に善兵衛に関する記述を残しています。さらに儒学者で陸奥宗光等多くの門人を育てた安井息軒は、善兵衛の著書「育幼書」を読んで感動し、「育幼書の後に書す」という文章を残しました。

第3章は、善兵衛の弟で、下総国匝瑳郡富谷村（現匝瑳市）の豪農平山家の養子になっ



た仁兵衛の育児事業を紹介しています。仁兵衛は、善兵衛が江戸で幕府への嘆願活動を行っている間、善兵衛が養育していた子供たちを引き受けていたとされ、兄の影響のもとで育児事業を始めました。展示では、子供を預かった時の証文や引き取った後の処遇などを記した文書等が眼をひきます。また、明治に入ると仁兵衛は新治県（現在の茨城県南部と千葉県北部地域）において設立された「共立義社」という組織に加って育児事業を続けましたが、このような仁兵衛の活動は広く世間に知られるところとなり、『近世偉人伝』（蒲生重章著・明治13年刊）や『万国亀鑑』（石川利之著・明治16年刊）で紹介されました。

第4章は、幕末期の善兵衛や仁兵衛の育児事業を踏まえ、明治に入ってから木更津県や千葉県における育児政策を取り上げています。木更津県と千葉県で知事（木更津県では権令）を務めた柴原和は育児政策に力を入れ、明治5年（1872）には「育子告諭」を布達して間引き等を禁止するとともに、育児支援の制度を構築しました。また、善兵衛や仁兵衛はこれらの政策に積極的にに関わり、善兵衛は多額の寄付を木更津県に行い、これに対して木更津県も善兵衛の育児事業を褒賞しました。

第5章は、房総地域に残されている間引き（子返し）絵馬を紹介しています。当時「7歳までは神のうち」などと言われ、間引きの対象となった子供は、次は幸せに生まれてくることを祈って生まれる前の世界に戻されましたが、間引きの行為を描いた絵馬を寺社に掲げて参拝者たちにその悲惨さを伝え、間引き行為を戒めるために作製されたのが間引き絵馬です。間引きを思い留まらせるためにこのような絵馬を奉納すること自体が「功德」と認識されていたと考えられています。

本展の会期は11月3日から来年7月31日までです。その他開室時間等については当アーカイブズのホームページでご確認下さい。

「淑徳大学アーカイブズ史料講読会」のご案内

—参加者を募集しています—

淑徳大学アーカイブズでは、地域との連携を図り、地元の方々との交流を深めるため、「史料講読会」を開催しています。現在は当アーカイブズが所蔵している明治から大正期にかけての高瀬真卿の日記を中心に読んでいます。会は毎月第2・第4金曜日の午前10時から午後3時頃まで、淑水記念館4階会議室で開催しています。どなたでも参加できますし、その日の都合に合わせて途中から参加いただくこともできます。初心者の方も大歓迎ですので、くずし字が読めるようになりたい方や昔のことに興味のある方はぜひ当アーカイブズまでご連絡下さい。

淑徳大学アーカイブズ日誌 (2012年7月～2012年11月)

- 7月2日 旧淑徳幼児教育専門学校文書選別作業。
- 7月2日 平成24年度「高瀬真卿関係資料の研究」第1回共同研究会出席（於アットビジネスセンター池袋駅前別館）。
- 7月3日 平成24年度特別展準備のため千葉県山武市大高栄一氏訪問。
- 7月5日 平成24年度特別展準備のため千葉県立中央図書館で文献調査。
- 7月8日 歴史資料ネットワーク・シンポジウム「歴史遺産と資料を守りぬく」参加（於神戸大学梅田インテリジェントラボラトリ）。
- 7月9日 平成24年度第1回淑徳大学アーカイブズ運営委員会開催（於学園本部理事長室）。
- 7月10日 旧淑徳幼児教育専門学校文書選別作業。
- 7月11日 淑徳大学千葉キャンパス学生サポートセンターの江島一弥氏より淑徳大学同窓会からもらったハンディプレッサーが寄贈される。
- 7月13日 第20回淑徳大学アーカイブズ史料講読会開催。
- 7月13日 総合福祉学部結城康博准教授ゼミ1年生19名展示見学。
- 7月19日 全国大学史資料協議会東日本部会第80回研究会参加（於東京理科大学神楽坂キャンパス）。
- 7月21日 第7回千葉関東地域社会福祉史研究会総会出席（於淑徳短期大学2号館）。
- 7月24日 マハヤナ学園文書の目録作成作業（科研費）。
- 7月25日 マハヤナ学園文書の目録作成作業（科研費）。
- 7月27日 第21回淑徳大学アーカイブズ史料講読会開催。
- 7月30日 『淑徳大学アーカイブズ・ニュース』第5号発行。
- 8月2日 マハヤナ学園文書の目録作成作業（科研費）。
- 8月10日 第22回淑徳大学アーカイブズ史料講読会開催。
- 8月15日 マハヤナ学園文書の目録作成作業（科研費）。
- 8月16日 平成24年度特別展準備のため野田市興風図書館で資料調査。
- 8月23日 旧淑徳幼児教育専門学校文書移管のため業者見積もり。
- 8月24日 第23回淑徳大学アーカイブズ史料講読会開催。
- 8月27日 福田会育児院史研究会が淑徳大学アーカイブズで保管している福田会資料を調査。
- 8月29日 マハヤナ学園文書の目録作成作業（科研費）。
- 8月30日 平成24年度特別展準備のため千葉県匝瑳市平山秀夫氏宅訪問。
- 9月2日 平成24年度特別展準備のため東京都町田市小島資料館訪問。
- 9月6日 立教学院史資料センターの5名がアーカイブズ見学のため来室。
- 9月6日 千葉県文書館で平成24年度特別展展示用資料撮影。
- 9月7日 千葉県匝瑳市平山秀夫氏と千葉県山武市大高栄一氏から平成24年度特別展展示資料借用。
- 9月11日 東京都町田市小島資料館から平成24年度特別展展示資料借用。
- 9月12日 平成24年度特別展の準備として埼玉県秩父市立図書館で井上如常関係の書籍、秩父市菊水寺で子返し絵馬、秩父市金仙寺で井上如常の墓を撮影。
- 9月13日 平成24年度特別展の準備として千葉県長南町笠森寺で子返し絵馬を撮影。
- 9月13日 第24回淑徳大学アーカイブズ史料講読会開催。

- 9月14日 平成24年度特別展の準備として茨城県利根町徳満寺と千葉県柏市弘誓院で間引き絵馬を撮影。
- 9月24日 旧淑徳幼児教育専門学校文書移管のためダンボール詰め作業。
- 9月24日 平成24年度「高瀬真卿関係資料の研究」第2回共同研究会出席（池袋アットビジネスセンター別館）。
- 9月25日 平成24年度特別展の準備として千葉県立中央図書館で展示用資料撮影。
- 9月28日 第25回淑徳大学アーカイブズ史料講読会開催。
- 10月10～12日 全国大学史資料協議会2012年度総会・全国研究会参加（於同志社大学今出川キャンパス）。
- 10月12日 第26回淑徳大学アーカイブズ史料講読会。
- 10月15日 旧淑徳幼児教育専門学校文書の淑徳大学アーカイブズへの搬入作業。
- 10月26日 第27回淑徳大学アーカイブズ史料講読会。
- 11月2日 長谷川匡俊学長より大巖寺全景図（絵はがき）寄贈。
- 11月3日 平成24年度淑徳大学アーカイブズ特別展「幕末房総における育児事業の系譜—子育て善兵衛と仁兵衛兄弟の実践—」開催（～2013年7月31日）
- 11月5日 長野県上田市の茅野隆徳氏より淑徳大学吟道部の部旗と日誌寄贈。
- 11月6日 平成24年度特別展資料協力者大高栄一氏特別展見学のため来室。
- 11月9日 平成24年度特別展資料協力者平山秀夫氏の御兄弟平山春雄氏特別展見学のため来室。
- 11月8～9日 第33回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国（広島）大会参加（広島県民文化センター）。
- 11月9日 第28回淑徳大学アーカイブズ史料講読会。

資料の寄贈・提供のお願い

淑徳大学アーカイブズでは、大学及び大乘淑徳学園に関係する資料を広く収集しています。

- ①大学及び学園が発行した新聞・雑誌・広報誌・年報・報告書等。
- ②学生時代の写真・講義ノート・教科書・手帳・日記・記念品・記章・各種書類等。
- ③学生時代に使用していたもの。
- ④大学及び学園のサークルや研究会の活動を示すもの。

上記以外の物でも結構ですので、お気づきのものがあればお気軽にご連絡下さい。

また、大学及び学園の各部署や学部学科、機関で保存期間の満了した文書、あるいは廃棄の対象となる文書が発生した場合は、大学アーカイブズまでご一報下さい。



淑徳大学

アーカイブズ・ニュース 第6号

NEWSLETTER of SHUKUTOKU UNIVERSITY ARCHIVES

発行日 2012年12月1日

編集・発行 淑徳大学アーカイブズ
〒260-8701

千葉県千葉市中央区大巖寺町200

TEL 043-265-7526（直通）

e-mail archives@soc.shukutoku.ac.jp